



1 か月の自己負担額が高額になったときの軽減 … 高額介護サービス費

- ・ 1 か月に支払った 1 割、2 割又は 3 割負担の合計額が、世帯の負担上限額を超えた場合に、超えた部分が下記の区分段階に応じて**高額介護サービス費**として支給されます。
- ・ 高額介護サービス費の給付を受けるには**申請が必要**です。この給付の対象となる方には、申請書を郵送しますので、申請手続きをお願いします。
- ・ 2 回目以降の給付は、初回に申し出の口座に振り込みます。（2 回目以降申請手続きは不要です。）
- ・ 福祉用具購入費や住宅改修費の利用者負担分、サービス利用時の食費・居住費等の介護保険給付対象外の利用者負担分は除きます。
- ・ 第 2 号被保険者のみの世帯の場合、市町村民税課税世帯は 44,400 円が上限となります。

段階区分		負担上限額（月額）
市町村民税課税世帯 (現役並み所得者世帯)	世帯に市民税課税者がおり、世帯の中で、最も所得が高い第 1 号被保険者の課税所得が 690 万円以上の世帯	(世帯) 140,100 円
	世帯に市民税課税者がおり、世帯の中で、最も所得が高い第 1 号被保険者の課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の世帯	(世帯) 93,000 円
	世帯に市民税課税者がおり、世帯の中で、最も所得が高い第 1 号被保険者の課税所得が 145 万円以上 380 万円未満の世帯	(世帯) 44,400 円
市町村民税課税世帯 (一般)	以上にあてはまらない、世帯のどなたかが市民税を課税されている世帯	(世帯) 44,400 円
市町村民税非課税世帯		(世帯) 24,600 円
● 本人の前年の年金以外の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 82 万 6,500 円 (※) 以下の人 ● 老齢福祉年金受給者		(個人) 15,000 円
● 生活保護の被保護者		(個人) 15,000 円
● 15,000 円への減額により生活保護の被保護者とならない場合		→ (世帯) 15,000 円

※令和 8 年 8 月利用分から 80 万 9,000 円→82 万 6,500 円に改正されました。

介護保険の利用者負担額と医療保険・後期高齢者医療の一部負担金等の合計額が高額なとき、高額医療合算介護（介護予防）サービス費・高額介護合算療養費が支給されます。

世帯の1年間（8月1日から翌年7月31日まで）の介護保険（総合事業含む）と医療保険・後期高齢者医療の自己負担額を、7月31日時点での医療の世帯で合算し、世帯の所得区分に応じて定められた合算算定基準額（自己負担の上限額）を超える場合に、その超えた分がそれぞれ加入していた保険者から支給されます。

対象となる方には、申請書が各医療保険の保険者から郵送されますので申請手続きをお願いします。

- ・保険診療対象外の医療費や入院・入所時等の食費・居住費、福祉用具購入費及び住宅改修費の自己負担分などは、ここでの自己負担額には含まれません。
- ・既に払い戻しされている（医療保険の）高額療養費や（介護保険の）高額介護サービス費などがある場合には、その支給額を控除してなお残る負担額が合算の対象となります。
- ・自己負担額の合算は、加入している医療保険ごとに行われますので、同じ世帯において異なる医療保険に加入している方とは合算されません。
- ・医療にかかる自己負担額または介護にかかる自己負担額のいずれかが 0 円である場合や、合算後に限度額を超える金額が 500 円未満の場合は支給されません。

※(世帯全員が市町村民税非課税でかつ各所得が必要経費を控除(年金の控除額は82万6,500円(令和8年8月利用分から80万6,700円→82万6,500円に改正)として計算)したときに0円となる場合は低所得者Ⅰの基準が適用となりますが、低所得者Ⅰで介護サービス利用者が複数いる場合は、低所得者Ⅱの基準が適用となります。

旧ただし書き所得＝総所得金額等－基礎控除(43万円) 合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が異なります。